

新たに松戸市指定有形文化財に2件 「阿弥陀如来坐像（定印）・（来迎印）」

松戸市教育委員会では、松戸市文化財の保護に関する条例に基づき、市の区域内に存在する文化財のうち重要なものを松戸市指定文化財として指定し、その保存及び保護を図っております。

このたび、令和6年3月6日付で、東漸寺（松戸市小金359）に所蔵されている①阿弥陀如来坐像（定印）及び②阿弥陀如来坐像（来迎印）を新たに市指定文化財に指定しましたのでお知らせします。※（定印）および（来迎印）は、それぞれの像の手の形のことです。

松戸市の指定・登録文化財の数は、国指定文化財7件・県指定文化財5件・市指定文化財48件・国登録文化財2件 合計62件 となります。

①阿弥陀如来坐像（定印）

●時代 平安時代後期（推定）

●大きさ等 像高 49.8 cm

木造。材質は不明。漆箔。

●指定の理由

阿弥陀の定印を結ぶ三尺の阿弥陀如来坐像である。左足を上にして結跏趺坐するのは定印の阿弥陀如来としては珍しい。穏やかな面貌、柔らかな衣文線が特徴的である。その温和な作風から平安時代後期、十二世紀の制作とみられる。優れた出来映えを示しており、京都辺りからもたらされた像である可能性もある。

平安時代後期の制作と考えられる本像は美術史的・仏像史的に貴重で、さらに松戸市内ではこうした作例は少ないことから、指定文化財として保護を図ろうとするものである。



阿弥陀如来坐像（定印）

②阿弥陀如来坐像（来迎印）

●時代 平安時代後期から鎌倉時代（推定）

●大きさ等 像高 51.1cm
檜^{ひのき}。寄木造り。漆箔^{ぎよくがんにゆう}。玉眼嵌入。

●指定の理由

来迎印を結ぶ三尺の阿弥陀如来坐像である。膨らみの強い大きめの頭部が特徴的である。その作風や構造から平安時代後期十二世紀後半の作と推定される。玉眼であることや、面部の張りの強さを勘案すると鎌倉期に入っの作かとも思われる。

平安時代後期から鎌倉時代の制作と考えられる本像は美術史的・仏像史的に貴重で、さらに松戸市内ではこうした作例は少ないことから、指定文化財として保護を図ろうとするものである。



阿弥陀如来坐像（来迎印）

【本件に関する問い合わせ先】

〒270-2252 千葉県松戸市千駄堀671番地（市立博物館内）

松戸市教育委員会生涯学習部文化財保存活用課

☎047-382-5570 FAX047-384-8194

✉ mcbunkazai@city.matsudo.chiba.jp